

○糸島市土地区画整理法による建築等の許可の申請の手続等に関する規則

平成25年 7 月30日

規則第22号

改正 令和元年11月21日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項に規定する土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積（以下「建築等」という。）の許可の申請の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元規則15・一部改正)

(許可の申請)

第2条 建築等の許可の申請をしようとする者は、許可申請書（様式第1号）に次に掲げるものを添付して、正副2部を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 別表第1及び別表第2に定める図書
- (2) 申請地に係る土地区画整理事業施行者の意見書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める図書

(許可等の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可又は不許可を決定し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(許可の表示)

第4条 前条の規定により許可を受けた者は、当該許可を受けた場所の見やすい箇所に許可済の表示（様式第3号）を掲げなければならない。

(完了届)

第5条 第3条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る建築等が完了したときは、遅滞なく完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月21日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

添 付	付近見取図（縮尺5,000分の1以上）
	仮換地指定図面の写し（縮尺500分の1）

図 書	仮換地指定通知書の写し又は仮換地指定証明書の写し
	土地の所有者が明確に分かる書類 (登記事項証明書の写し、土地の売買契約書の写し、保留地譲渡契約書の写し等)
	土地の所有者の使用承諾書(許可申請書の権利の区別欄が借地の場合に限る。)

別表第2 (第2条関係)

(令元規則15・一部改正)

申請の種類	添付図書	明示すべき事項
建築物に係る場合	配置図(縮尺500分の1以上の実測図)	方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築等との別
	各階平面図(縮尺200分の1以上)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類
	矩計図(縮尺200分の1以上)	2面以上の断面及び構造
	求積図	建蔽率及び容積率の算定根拠
工作物に係る場合	配置図(縮尺500分の1以上)	方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の建築等との別
	断面図(縮尺200分の1以上)	2面以上の断面及び構造
土地の形質の変更に係る場合	平面図(縮尺200分の1以上)	方位、土地の境界線